

農業教育高度化事業の運用について

制定 令和3年12月22日付け農産第885号
一部改正 令和4年7月1日付け農産第404号
一部改正 令和5年7月25日付け農産第546号

第1 制定の趣旨

国の新規就農者育成総合対策による農業教育高度化事業の適切で円滑な実施のため、次のように定める。なお、事業の実施に当たっては、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）及び岡山県農産対策関係事業補助金交付要綱（平成22年4月1日付け農産第3号。以下「県交付要綱」という。）に定めるもののほか、この運用によるものとする。

第2 事業の適用要綱等

農業教育高度化事業の実施に当たり、国要綱別記5の第5の4の規定による事業の種類毎の適用要綱等は、別表のとおりとする。

第3 海外農業研修事業

国要綱別記5の第5の4の（6）国際的な農業人材育成のための取組については、次の手続きにより実施する。

1 事業内容

地域農業のリーダーとして、輸出や海外への事業展開等を担う国際的な農業人材を育成するため、2の（1）の要件に該当する学生等（以下「研修希望者」という。）に、2の（2）の要件をすべて満たす海外農業研修に参加するための経費を補助する。

2 事業対象要件

（1）補助対象者要件

将来的に岡山県内で農業に従事する意思があること

（2）事業要件

ア 期間が3か月以上18か月未満の海外農業研修であること。

イ 場所、内容等が、事前に確認できる海外農業研修であること。

ウ 農業に関する知識・技術を学ぶことを目的とした海外農業研修であること。

エ 過去5年間に重大な法令違反や事故等が発生していない事業者又は地方公共団体（以下「事業者等」という。）が実施する海外農業研修であること。

オ 海外農業研修に係る経費の使途、内訳等が確認できること。

3 実施手続

（1）事業計画の作成

研修希望者は、別記様式第1号により事業計画承認申請書を作成し、知事に提出するものとする。

(2) 事業計画の承認

知事は、(1)により提出された事業計画の内容を審査し、本県農業の担い手育成に係る方針等から適当と認めた場合は、国要綱別記5の第5の7に規定する農業教育高度化事業(都道府県事業)事業計画書に記載して、中国四国農政局長に提出する。中国四国農政局から承認の通知があった場合には、事業計画を承認し、研修希望者に別記様式第2号により通知する。

(3) 事業計画の変更承認

研修期間の短縮等、事業内容の変更又は事業を中止する場合は、事業計画の変更について知事の承認を受けなければならない。変更に係る手続きは、(1)及び(2)の規定に準じて行うものとする。

(4) 事業実績の報告

研修希望者は、海外農業研修が3か月(現地に着いた日を含め90日)経過した後、さらに30日が経過するまでに、別記様式第3号の事業実施状況報告書を作成し、知事に提出するものとする。また、研修終了後は別記様式第4号に事業者等が発行する修了証の写しを添付して、帰国後1か月が経過するまでに知事に提出するものとする。

(5) 補助金の返還

海外農業研修事業の中止等による補助金の返還が発生する場合は、事業者が発行する研修の中止を証する書類を知事に提出し、速やかに補助金返還手続きを開始する。ただし、3か月以上の海外農業研修に参加しなかった場合は、事業者が発行する研修の中止を証する書類に替えて研修を辞退することを証する書類(辞退届の写し等)を知事に提出するものとする。

第4 その他

本運用に定めのない事項について、本事業の円滑な実施に必要な事項は、知事が別に定めることができるものとする。

附則

この運用は、令和3年12月22日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

附則

この運用は、令和4年7月1日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

附則

この運用は、令和5年7月25日から施行し、令和5年度の事業から適用する。

別表

区分	適用要綱等
(1) 農業教育機関における教育カリキュラムの強化	・ 国要綱
(2) 研修用農業機械又は農業設備の導入	・ 県交付要綱
(3) 農業教育機関等におけるeラーニングの導入	

<p>(4) 若者の就農意欲を喚起するための活動</p> <p>(5) 農業教育機関におけるICT環境の整備のための取組</p> <p>(7) その他の取組</p>	
<p>(6) 国際的な農業人材育成のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国要綱 ・ 県交付要綱 ・ 農業教育高度化事業の運用について